

■議案第123号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることとされました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されることとされたことに伴い、関連する四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【条例改正の内容】（平成29年1月1日施行）

① （条例附則第13項関係）

「特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」について、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

② （条例附則第14項関係）

「特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」について、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

③ （条例附則第15項、第16項、第17項関係）

附則第13項及び第14項を新設することによる項ずれ